第 7 期第 2 回　高圧ガス規格委員会

議事録

1. 日時

2025 年 5 月 13 日（火）　15：00～16：30

2. 場所

KHK 会議室 3 及び WEB 開催（WEB 会議システムは Zoom を使用）

3. 出席者等（敬称略、委員長及び事務局のみ KHK 会議室での参加）

委員長	土橋 律	（東京理科大学）
副委員長	阪上 隆英	（神戸大学大学院）
		※欠席
委員	伊里 友一朗	（横浜国立大学）
	佐分利 禎	（国立研究開発法人産業技術総合研究所）
	百瀬 英毅	（大阪大学）
	千葉 剛史	（三菱ケミカル株式会社）
	南　健一	（三井化学株式会社）
		※日野 圭太 委員の代理出席
	三浦 晃	（ENEOS 株式会社）
	渡辺 要	（KW 保安管理システム研究所）
	大沼 倫晃	（エア・ウォーター株式会社）
	関原 章司	（大陽日酸株式会社）
	佐々木 元	（アストモスエネルギー株式会社）
	田中 均	（株式会社巴商会）
	鶴岡 崇	（千代田化工建設株式会社）
	中西 博幸	（テックプロジェクトサービス株式会社）
		※16：00～,議題（4）から参加
	岩田 晃輝	（ガス保安検査株式会社）
		※近間 健一 委員の代理出席
	斎藤 美子	（茨城県）
欠席委員	佐野 裕司	（レイズネクスト株式会社）
オブザーバー	永田 淳	（一般社団法人日本分析機器工業会）
	濱田 尚樹	（一般社団法人日本分析機器工業会）
	佐野 利一	（株式会社サイサン）
事務局（KHK）	及川 裕幸、草野 宏、長沼 充祥、志賀 優多、小川 希、色川 雪乃	

4. 議題

（1）KHKS の見直しについて【審議事項】

1）第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-1）

2）第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-2）

3）超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）

（2）高圧ガスの配管に関する基準検討分科会（仮称）の新規設置について【審議事項】

（3）高圧ガス規格委員会技術基準 3 ヵ年計画（2025～2027 年度）（案）【審議事項】

（4）直近の KHKS 改正状況について【報告事項】

（5）その他

5. 配布資料

資料 1　：KHKS の見直しについて

資料 1-1①　：第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-1）の見直しについて

資料 1-1②　：第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-1）見直し案

資料 1-2①　：第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-2）の見直しについて

資料 1-2②　：第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針（KHKS 1800-2）見直し案

資料 1-3①　：超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）の見直しについて

資料 1-3②　：超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）見直し案

資料 2　：高圧ガスの配管に関する基準検討分科会の新規設置について

資料 3　：高圧ガス規格委員会技術基準 3 ヵ年計画（2025～2027 年度）（案）

資料 4　：直近の KHKS 改正状況等について

資料 4 別添 1：高圧ガス設備の開放検査の周期の起点に関する質疑応答

資料 4 別添 2：水電解装置の電解セルスタックに関する質疑応答

参考資料 1　：高圧ガス規格委員会委員名簿

参考資料 2　：高圧ガス保安協会の技術基準作成等

6. 定足数報告等

事務局より、本委員会は公開により開催していることに加え、以下の報告があった。

・委員の交代について（田中委員、近間委員、斎藤委員）

・委員の欠席について（阪上委員、佐野委員）

・委員の代理出席について（南委員代理、岩田委員代理）　※委員長承認

また、事務局より、定足数の報告があり、委員総数 18 名に対し委員出席 15 名のため、定足数（委員（委員代理者を含む。）の数の過半数以上）を満足している旨の説明があった。その後、事務局より、一般社団法人日本分析機器工業会の永田様及び濱田様並びに株式会社サイサンの佐野様がオブザーバー参加されていることの説明があった。最後に、委員長より、会議の出席者に対して、委員等倫理心得について説明があった。

※定足数については、3. 出席者等にある通り、中西委員は 16:00 からの出席であったため、審議事項である議題（2）及び（3）については、中西委員を除いた委員 15 名（委員代理者を含む。）で決議が行われた。また、議題（1）については、委員会で決議が行われた後、委員会開催後に改めて議題（1）が事務局案及び委員会中に指摘のあった字句修正のみ（軽微な変更のみ）であり、その他の技術的な内容の改正は必要ない旨確認が行われ、その結果、委員会当日の参加委員（委員代理者を含む。）15 名中 14 名より当内容で問題ない旨確認が取れたため、決議の人数については 14 名とした。

7. 議事概要

7.1 議題（1）KHKS の見直しについて【審議事項】

事務局より、資料 1 を用いて、議題（1）について全体の説明があった。議題（1）は 3 種類の審議内容があることから、以降は各審議内容について個別に審議が行われた。

1）第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-1）

事務局より、資料 1-1①を用いて、第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-1）の見直し概要について説明があった。続いて、資料 1-1②を用いて、当該指針の具体的な見直し内容について説明があった。

主な質疑等は以下の通り。

（委員）　資料 1-1②の図 A.1 の中で、免状に関して「有する」が残っている。他の箇所と同様、「所有する」に変更してはどうか。

（事務局）　指摘の通り変更する。

その他の意見はなく、事務局案に質疑の結果を踏まえた、技術的内容を含まない軽微な変更の対応を行う第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-1）の見直しについて決議が行われた結果、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委

員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

なお、第 7 期第 2 回高圧ガス規格委員会の決議事項としては、6. 定足数報告等にある通り、14 名としている。

2）第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-2）

事務局より、資料 1-2①を用いて、第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-2）の見直し概要について説明があった。続いて、資料 1-2②を用いて、当該指針の具体的な見直し内容について説明があった。

主な質疑等は以下の通り。

（委員）　資料 1-2①2. イ）で追加した、保安管理組織図の例に関する説明のなお書きの一部に読点があるが、カンマにしないのか。

（事務局）　指摘の通りカンマに修正する。

（委員）　資料 1-2②の図 A.1 の中で、免状に関して「有する」が残っている。他の箇所と同様、「所有する」に変更してはどうか。

（事務局）　指摘の通り修正する。

その他の意見はなく、事務局案に質疑の結果を踏まえた、技術的内容を含まない軽微な変更の対応を行う第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規定の指針（KHKS 1800-2）の見直しについて決議が行われた結果、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

なお、第 7 期第 2 回高圧ガス規格委員会の決議事項としては、6. 定足数報告等にある通り、14 名としている。

3）超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）

事務局より、資料 1-3①を用いて、超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）の見直し概要について説明があった。続いて、資料 1-3②を用いて、当該基準の具体的な見直し内容について説明があった。

主な質疑等は以下の通り。

（委員）　資料 1-3②の様式 1 について、適合確認書の年式が一部 2018 のままになっているため、修正してはどうか。

（事務局）　指摘の通り変更する。

その他の意見はなく、事務局案に質疑の結果を踏まえた、技術的内容を含まない軽微な

変更の対応を行う超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（KHK/JAIMA S 0901）の見直しについて決議が行われた結果、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

なお、第 7 期第 2 回高圧ガス規格委員会の決議事項としては、6. 定足数報告等にある通り、14 名としている。

7.2 議題（2）高圧ガスの配管に関する基準検討分科会（仮称）の新規設置について

【審議事項】

事務局より、資料 2 を用いて、高圧ガスの配管に関する基準検討分科会（仮称）の新規設置について説明があった。

主な質疑等は以下の通り。

（委員）　是非、分科会の新規設置を進めてほしい。JPI や ASME においても配管に関する規格を保有しており、配管に関するシンプルな運用を行うことなどを目的として、KHK の配管基準と共有化できる部分は検討していきたい。合わせて、例えば、JPI 規格を例示基準化することも検討していきたい。

（事務局）　新たに設置しようとする分科会では、KHK の配管基準の改正等を審議の対象とすることを予定している。JPI 規格の例示基準化については、分科会において話題に挙がる可能性はあるものの、分科会ではあくまで配管基準に焦点を当てた検討を行う予定である。

その他の意見がないことを確認した後、高圧ガスの配管に関する基準検討分科会（仮称）の新規設置について決議が行われた結果、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

7.3 議題（3）高圧ガス規格委員会技術基準 3 ヵ年計画（2025～2027 年度）（案）

【審議事項】

事務局より、資料 3 を用いて、2025 年から 2027 年度にかけての技術基準整備 3 ヵ年計画について説明があった。

本説明について、特段の意見、質問等はなく、高圧ガス規格委員会技術基準 3 ヵ年計画（2025～2027 年度）（案）について決議が行われた結果、出席委員 15 名全員の賛成（決議の要件：出席委員の数（15 名）の過半数（8 名以上）の賛成があった場合）により可決された。

7.4 議題（4）直近の KHKS 改正状況について【報告事項】

事務局より、資料 4 並びに資料 4 別添 1 及び資料 4 別添 2 を用いて、直近の KHKS 改正状況について報告があった。報告後、質疑の時間がとられた。

主な意見は以下のとおり。

（委員）　資料 4 別添 2 の質疑応答について補足する。電解セルスタックは高圧ガス設備であるため、開放検査が必要である一方で、その構造等を踏まえると、一般的な高圧ガス設備と同様の開放検査の規定は馴染まない。

質疑応答の内容として今回承認したものの、資料 4 別添 2 の内容は、動機器の開放検査周期の考え方と同じように、基準の本文に規定すべき内容だと思われる。

（委員長）　事務局として、今後の予定はあるか。

（事務局）　賛成付きコメントの内容を受け、資料 4 別添 2 の質疑応答の内容は、次回改正時の KHKS 本文に規定することを計画したい。

7.5 その他

本委員会に係る議事録（案）は後日メールにて確認することとなった。

以上